

国民年金に関する事務 重点項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	重点項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
全般	政策経営部情報政策課	<u>総務部</u> 情報政策課	・組織改正のため。
P30 Ⅲ(1)(2) 3. 特定個人情報の 使用におけるその他 のリスク及びそのリ スクに対する措置	・委託業者については、契 約に基づき、委託業者が従 事者に対して個人情報保護 に関する教育を行い、業務 外での情報収集の禁止を 徹底する。区は教育の実施 について履行確認を行う。	・委託業者については、契 約に基づき、委託業者が従 事者に対して <u>杉並区が定め た個人情報保護に関する教 育</u> を行い、業務外での情報 収集の禁止を徹底する。区 は <u>当該教育の実施</u> につい て履行確認を行う。	・委託業者が従事者に対 して行う個人情報保護に 関する教育の内容は区が 定めたものであることを、よ り明確に記載することとし たため修正する。
P31 Ⅲ(1)(2) P44 Ⅲ(5) 4. その他の措置の 内容	(携帯電話、カメラ等の管理 基準) 【システム運用業務】 システム運用を行う専用の 室では、管理基準で携帯電 話、カメラ等の使用を禁止 する。 【設計・運営業務】 運営業務を行う執務室内で は、管理基準及び情報管理 ルールを定めた情報セキュ リティマニュアルにより携帯 電話、カメラ等の使用を禁 止しているとともに、メモ用 紙類の取扱いについてもル ールを定める。	(携帯電話、カメラ等の管理 基準) 【システム運用業務】 システム運用を行う専用の 室では、管理基準で携帯電 話、カメラ等の使用を禁止 する。 【設計・運営業務】 運営業務を行う執務室内で は、管理基準及び情報管理 ルールを定めた情報セキュ リティマニュアルにより携帯 電話、カメラ等の使用を禁 止する。また、メモ用紙類の 取扱い <u>その他運営業務に おける情報管理ルールにつ いて、情報セキュリティマニ ュアルに</u> 定める。	・“携帯電話、カメラ等の使 用禁止”は、運営業務に おける情報管理ルールの一 部であり、情報セキュリ ティマニュアルには情報 管理ルール全般が規定さ れていることをより明確に 記載することとしたため修 正する。